

藤沢市スポーツ振興審議会条例及び藤沢市少年の森条例の一部改正に
ついて

藤沢市スポーツ振興審議会条例及び藤沢市少年の森条例の一部を次のように改正
する。

2011年(平成23年)9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市スポーツ振興審議会条例及び藤沢市少年の森条例の一部を改正
する条例

(藤沢市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第1条 藤沢市スポーツ振興審議会条例(昭和37年藤沢市条例第16号)の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条」を「スポ
ーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条」に、「のスポーツの振興に関
する審議会の設置、委員の定数及び任期その他当該審議会」を「に藤沢市スポ
ーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営」に改める。

第2条を次のように改める。

(委員の任命)

第2条 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関
の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(藤沢市少年の森条例の一部改正)

第2条 藤沢市少年の森条例(昭和55年藤沢市条例第22号)の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に藤沢市スポーツ振興審議会の委員として任命されている者は，この条例の施行の日に，第1条の規定による改正後の藤沢市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第2条の規定により，委員として任命されたものとみなす。この場合において，その任命されたものとみなされる者の任期は，新条例第4条第1項の規定にかかわらず，同日における藤沢市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に藤沢市スポーツ振興審議会の会長である者又は会長の職務を代理する者として指定された委員である者は，それぞれ，この条例の施行の日に，新条例第5条第1項の規定により会長として定められ，又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として指定されたものとみなす。

提案理由

この条例を提出したのは，スポーツ振興法の全部が改正され，スポーツ基本法が制定されたことに伴い，所要の改正をする必要による。